関係各位

国立大学法人愛媛大学

共同研究・共同事業に係る間接経費等の取扱変更について

日頃より本学の教育、研究、社会連携活動をご支援いただき心から感謝申し上げます。 さて、昨年7月、本学では、共同研究等取扱規則を改正し、間接経費率を変更いたしました。主な変更は、下記の「1. 規則の主な変更内容」のとおりです。

従前は、本学との共同研究・共同事業を実施していただいている皆様には、直接経費(消耗品費、備品費、人件費、謝金、旅費等の当該研究に直接的に必要となる経費)の10%を間接経費(当該研究遂行のために直接経費以外に必要となる経費)としてご負担いただいておりましたが、近年、国からの運営費交付金等の経常的な支援が年々減少し、現状の10%を維持した場合、大学の経費削減の努力では資金不足を吸収できず、研究活動・教育活動の遂行に影響を及ぼしかねない状況となっておりました。

また、文部科学省と経済産業省合同による「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」(平成28年11月)が示されたこともあり、共同研究・共同事業における直接経費・間接経費の実態調査と見直しを進めてきました。

その結果、共同研究・共同事業における、間接経費率の割合を下記のとおり変更いたしましたので、ご理解のほどお願いいたします。

記

- 1. 規則の主な変更内容
 - 共同事業の規則化 共同事業を規則化しました。
 - ・間接経費率の変更

旧:直接経費の10% 新:直接経費の30%

・ 共同研究員費の見直し

民間等共同研究員等の研究料を、1年間の算定から6ヶ月ごとの算定とし、納付された研究料は返還しない旨、変更となりました。

2. 適用開始時期

• 規則の改正日である令和元年 7 月 10 日から適用しています。変更契約も同様の取

り扱いとしています。

なお、様々なケースが想定されますので、移行期間を令和 2 年 3 月 31 日まで設定 しております。詳しくは別添資料をご覧ください。

この他、ご不明な点は下記お問い合わせ先までご相談ください。

3. 間接経費の主な使途

• 光熱水料金、安全衛生経費、施設管理 • 維持費用 等

《お問い合わせ先》

国立大学法人愛媛大学

社会連携支援部社会連携課研究契約チーム

〒790-8577

愛媛県松山市文京町3番

089-927-8826、089-927-8516

sangaku@stu.ehime-u.ac.jp

共同研究・共同事業に係る間接経費の取扱について

間接経費30%の変更については、令和元年7月10日以降の契約締結日からの適用となりますが、令和2年3月31日契約締結日までは移行期間としております。

想定される事例を記載しております。ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

